

新中央公民館調理・会議室等什器備品

仕 様 書

大蔵村教育委員会教育課

第1章 総 則

- 1 本仕様書は、大蔵村教育委員会教育課（以下「教育課」という。）が、令和8年度に購入し、新中央公民館で使用する事務用什器備品に関する必要な事項について定めるものとする。
- 2 受注者は本仕様書を十分検討のうえ契約するものとし、契約後における一切の疑義は、すべて教育課の解釈に従うものとする。なお、契約後に本仕様書について教育課と打合せを行い、細部についての確認を行うこと。
- 4 製作、設置の過程において、本仕様書に変更の必要が生じた場合は、自己解釈することなく直ちに村と協議したのち、教育課あてに書面をもって提出し、承認を得た場合のみ仕様の変更をすることができるものとする。
- 5 本仕様書に明記のないものについては、メーカー公表の標準仕様とする。
- 6 製作に使用する全ての部品等は、新品を使用すること。
- 7 受注者は、設計、製作、材料、部品等に関して、特許その他権利上の問題が生じた場合には、その責任を全て負うこと。
- 8 納入先
大蔵村中央公民館（新庁舎）
- 9 納期・納品数量
令和8年12月14日（月）～12月28日（月）教育課の指定する日
数量は別表1のとおりとする。なお、参考品番等と同等以上の物品を納入すること。参考品番等以外の物品を納入しようとするときは、入札に際し質問書により確認を受けること。

第2章 検査

この仕様書及び承認図書並びに受注者の仕様書に基づき、教育課職員が立会のうえ、次のとおり検査を行うものとする。

- 1 実施手続
実施のおおむね10日前までに文書をもって行うこと。
- 2 実施立会
納入業者が立会うこと。

3 完成検査

納入時、各設置場所において実施する。

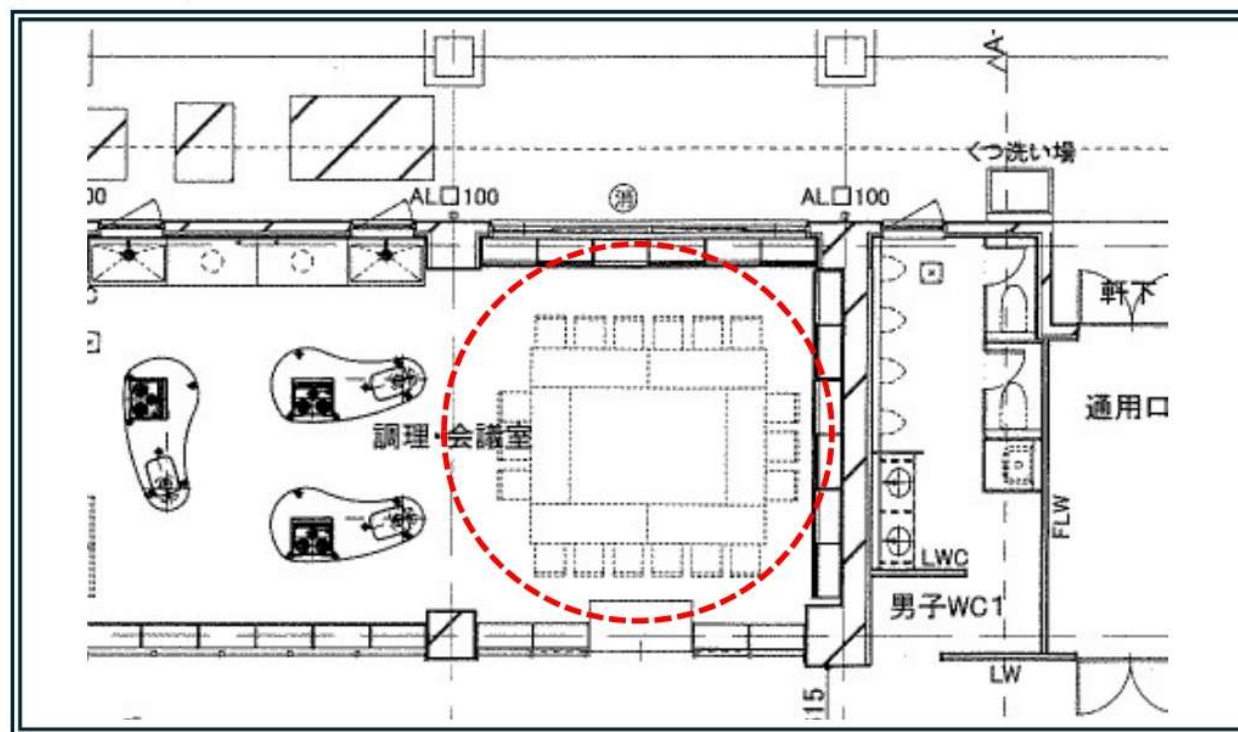
第3章 補 則

- 1 保証期間は納入するメーカーの品質保証期間を基準とする。ただしメーカーがこれ以上の保証期間を公表している場合はその期間とする。契約締結から納入までの諸経費は、受注者が負担するものとする。ただし、保証期間後であっても設計、工作あるいは材質の不良に起因するものについては、無償で取替え又は修理を行うこと。

新中央公民館調理・会議室等什器

家具番号	納入場所	品名	参考メーカー	参考品番	単価	数量	単位	金額
1	1階・調理・会議室	ミーティングテーブル	コクヨ	MT-JTK187		6	台	
2	1階・調理・会議室	チェア	コクヨ	K03-B22		16	脚	
3	2階・ホワイエ	ベンチ	天童木工	F-5662SG-NT		3	基	
4	2階・ホワイエ	テーブル	天童木工	T-2709MP-NT		1	台	
5	2階・ホワイエ	チェア	天童木工	S-5009AA-AA		4	脚	
小計								
消費税								
合計								

調理・会議室



ホワイエ

